

ぐんま企業の農業参入実践ガイド

— 参入検討から事業化までのステップと成功ポイント —



令和7年11月
群馬県農政部

目次

1 はじめに	1
2 群馬県農業の特徴	2
3 農業参入の流れ	3
【ステップ1】農業参入ビジョン作成	5
【ステップ2】参入相談	9
【ステップ3】参入準備	11
【ステップ4】参入手続き	13
【ステップ5】営農開始	14
4 参入相談窓口一覧・ホームページ	15



1 はじめに

群馬県では、企業の皆さまを「新たな農業の担い手」として位置づけ、農業分野への参入を積極的に支援しています。

県内では、農業従事者の高齢化や担い手不足による農地の遊休化が進行しております。これらを解消し、地域農業を維持・発展させるためには、多様な担い手による農業経営の確立が必要不可欠です。

こうした背景のもと、企業による農業参入は、農業の持続的な発展に向けた重要な手段として期待されています。また、企業の経営資源やノウハウを生かした新たなビジネスモデルの創出にもつながるとともに、地域との連携による相乗効果も期待しているところです。そのため、県では、企業と市町村、農業委員会、農地中間管理機構、JA、土地改良区などの関係機関との「つなぎ役」となり、スムーズな農業参入が実現できるようサポートを行っています。

本ガイドでは、群馬県における農業参入の流れや必要な手続き、関係機関との連携、地域との関係構築におけるポイントなどを丁寧に解説しています。企業の皆さまが安心して農業分野に参入し、地域とともに発展していくための一助となることを願っています。

企業の皆さまへ ―農業参入にあたっての心構え―

農業参入は、企業にとっても多くの可能性を秘めています。農地や人材を活用した新たなビジネスチャンスの創出、企業理念と一致する社会的貢献、地方創生への参画など、多方面にわたる価値が期待できます。また、地域に雇用を生み出すことで、地域経済の活性化にも寄与することができます。

ただし、企業が農業へ参入する際には、事前に農業・農村に対する十分な理解を深める必要があります。農地は、農家が世代を超えて守り継いできた大切な資産であり、貸す側には「返ってこないのではないか」、「荒らされるのではないか」といった不安があります。こうした懸念に対して、真摯に向き合い、信頼を得る努力が求められます。

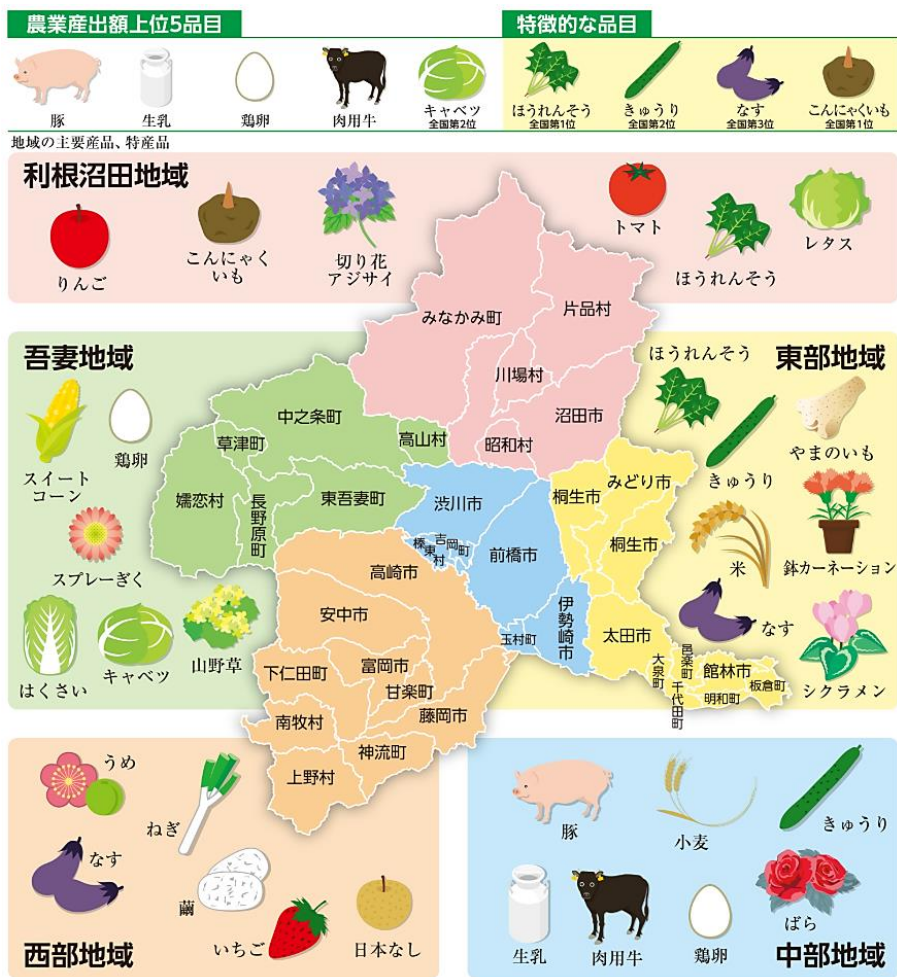
また、農村地域には、独自の文化や伝統、慣習があります。農業は単なる産業ではなく、地域の生活そのものに根ざしています。地域住民にとって、見知らぬ企業の参入は決して小さな変化ではありません。だからこそ、企業の皆さまには「地域社会の一員として共に歩む」姿勢が求められます。つまり、市町村や地域住民との信頼関係の構築が、農業参入の「成功の鍵」となります。そのためには、集落での話し合いへの参加、農道や農業用水路の清掃活動への参加など、地域に溶け込む取組が必要になります。

さらに、農業は自然の影響を大きく受ける産業であり、天候や市場価格に左右される不確実性の高い分野です。気象災害や病虫害による収穫量の減少、価格の低下といったリスクも想定されます。事業計画を立てる際には、こうしたリスクを十分に把握し、柔軟に対応できる体制を整えることが重要です。

2 群馬県農業の特徴

群馬県は関東地方の北西部に位置し、豊富な水資源や長い日照時間などの恵まれた自然条件に加え、大消費地に近接するという販売面で有利な立地条件を有しています。さらに、平坦地から高冷地まで標高差のある耕地が広がっており、地域ごとにその地勢的特性を活かした特色ある農業が展開されていることが、本県農業の大きな強みとなっています。

このような地理的・気候的な利点を活かし、平坦地では、きゅうり、なす、トマト、ほうれんそう、いちごなどの施設園芸が盛んに行われています。一方で高原地帯では、冷涼な気候を活かしたキャベツやレタスなどの高原野菜の栽培が中心となっています。果樹栽培では、りんご、ぶどう、日本なし、もも、うめなどの落葉果樹が生産されており、花き栽培においては、バラ、スプレーギク、枝物類、シクラメン、アジサイなど多彩な品目が栽培されています。また、豊富な水資源をもたらし利根川水系の恩恵を受けて、稲作の後に小麦を栽培する二毛作が広く実施されているほか、酪農、肉用牛、養豚、養鶏といった畜産業も盛んです。これらを背景に、耕種農業と畜産業の連携による環境と調和した多角的な農業経営が、県内各地域に根付いています。



出典：「2025農業マップ（関東農政局）」より一部抜粋

3 農業参入の流れ

Step
01

農業参入ビジョン作成



Step
02

参入相談



Step
03

参入準備



Step
04

参入手続き



Step
05

営農開始

- ・ まずはじめに、農業分野への参入を成功させるために必要となる「なぜ農業に取り組むのか」という明確な目的を定め、事業化に向けたビジョンを構築していきます！

- ・ 農業参入の構想がある程度まとまり、参入の目的や形態、作付作物、参入候補地域、必要な経営資源の検討が進んだ段階で、県や市町村などの関係機関へご相談ください。

- ・ 参入構想と関係機関・地域との相談を経て、企業としての農業参入の意思が固まった段階で、実行に向けた準備を本格化させます。
- ・ ここでは、事業計画の作成、地域との合意形成、技術の確保など、営農開始に必要な基盤づくりを行います。

- ・ 営農開始に向け、農地の確保や施設の整備など、実際の作業を開始するための準備を法的・制度的に整える段階です。
- ・ 計画に沿って一つずつ確実に進めましょう。

- ・ すべての準備が整ったら、いよいよ実際の栽培・出荷活動に入ります。
- ・ 営農開始後は、地域との関係をより深め、法令を遵守しながら継続的な改善と安定経営を目指すことが求められます。

【ステップ1】農業参入ビジョン作成

- ・ まずはじめに、農業分野への参入を成功させるために必要となる「なぜ農業に取り組むのか」という明確な目的を定め、事業化に向けたビジョンを構築していきます！

- ・ 農業参入に際しては、初期の段階ですべての事項を確定することは、現実的には困難な場合があります。
- ・ そのため、「農業参入ビジョンの検討項目」について、現時点で決定している事項と未定の事項を正確に把握することが重要です。
- ・ 自社として譲れない条件や優先順位を事前に明確にしておくことが、今後の方針決定や関係者との調整を円滑に進める上で有効となります。

農業参入ビジョンの検討項目

項目	必須	行政等と相談しながら検討
①参入目的	☆	
②事業規模	☆	
③参入形態	☆	
④作付作物・販売先等		○
⑤参入地域		○
⑥農業経営に必要な要素と取得方法		○



- ・ 農業参入ビジョンを作成するにあたり、「①参入目的」、「②事業規模」、「③参入形態」については、あらかじめ、自社でよく決めておいてください。
- ・ なお、「④作付作物・販売先等」、「⑤参入地域」、「⑥農業経営に必要な要素の必要数と取得方法」は、行政等と相談しながら決めていくことも可能です。
- ・ ただし、「④作付作物・販売先等」につきましては、行政からは具体的な販売先の斡旋などの支援は行えませんので、ご注意ください。

①参入目的の明確化

- ・農業に参入する「目的」を明確にすることで、計画の軸が定まり、社内外の理解や協力も得やすくなります。

主な目的例：本業との相乗効果（例：原料調達、商品開発、社員研修）
経営の多角化・リスク分散
余剰労働力の活用（定年後の再雇用等）
地域貢献、企業の社会的評価向上、障害者の雇用 など



- ・将来像を明確に描くことが、計画の具体化と関係者の理解促進に繋がります。
- ・経営的な視点だけでなく、消費者、従業員、地域になにを提供できるかを考えておくことも重要です。

②事業規模の検討

目標売上の規模を決めておきます。売上の規模を決めておくことで、その後の販売計画や生産計画等を具体的に検討することができます。

例えば…

1億円売り上げるために必要となる事業規模感（目安）



<トマト>

園芸用ハウス：約1.7ha
農地：約1.7ha + α

（試算内訳）

- ・単収20t/10a、販売単価300円/kgと仮定
- ・ $2,000\text{kg/a} \times 300\text{円/kg} = 600,000\text{円/a}$
- ・ $1\text{億円} \div 600,000\text{円/a} = 167\text{a} = \text{約}1.7\text{ha}$



<タマネギ>

農地：約20ha

（試算内訳）

- ・単収5t/10a、販売単価100円/kgと仮定
- ・ $500\text{kg/a} \times 100\text{円/kg} = 50,000\text{円/a}$
- ・ $1\text{億円} \div 50,000\text{円/a} = 2,000\text{a}$



事業規模の検討にあたって

事業規模の検討にあたっては、「農業経営指標一覧（群馬県農業構造政策課）」をご参考にしてください。



農業経営指標
（群馬県農業構造政策課）

③参入形態の検討

- ・農地の利用形態により、参入形態は次のいずれかになります。

一般法人等

- ・現法人のままで農業参入する際は、農地は「賃借」のみです。
- ・農地を「所有」することはできません。

農地所有適格法人

- ・農業を主たる事業とし、役員や出資比率など一定の要件を満たすことで、「農地所有適格法人」として農地を「所有」することが可能になります。もちろん、農地の「賃借」も可能です。



法人の農地所有について

法人が農地を取得する場合の要件については、農林水産省ホームページ「法人の農地取得」をご参考にしてください。



[法人の農地取得
\(農林水産省\)](#)

④作付作物・販売先等の検討

- ・農業事業を円滑に進めるためには、どの作物を栽培し、どのように生産・販売するかについて、事前に具体的な計画を立てる必要があります。

<検討事項>

栽培作物の選定

- ・気候や土壌に適した作物を基本とし、地域性（特産品・ブランド）や市場性（需要・価格）も考慮して選定します。

生産規模・作型の設定

- ・企業のリソースや事業目的に応じて、生産体制を計画します。
例）生産規模（面積、設備等）、作型、栽培期間など

販売先の確保

- ・安定収益のため販路を確保し、複数チャンネルでリスク分散を図ります。
例）直売所、市場出荷、契約栽培、加工用出荷など



作付作物・販売先等の検討にあたって

マクロの視点

農林水産省の資料や各種統計データを活用し、客観的かつ広範な市場動向を把握する。

ミクロの視点

地域特性や自社の既存資源、取引先、流通網など、現場レベルの具体的条件を踏まえて検討する。



[野菜のページ](#)
(農林水産省)

＜各種情勢資料（農林水産省が公表している資料）＞

- ・野菜をめぐる情勢
- ・加工・業務用野菜をめぐる情勢 など

＜価格の動向を知る＞

- ・東京都中央卸売市場 市場取引情報
- ・農林水産省 農作物価統計調査 など

＜生産状況を知る＞

- ・作物統計（農林水産省統計情報） など



[市場取引情報\(東京都中央卸売市場\)](#)

⑤参入地域の検討

- ・参入候補地について、気候・土壌・用水などの作物適性や周辺環境との調和を確認します。さらに、地域農家との協力体制や周辺産地の動向、行政やJAの支援体制も含め、総合的に検討します。

⑥農業経営に必要な要素と取得方法

- ・農業経営を成立させるためには、以下の要素を確保・整備する必要があります。

農業技術：作物の栽培や環境制御に関する技術は、先進農家や参入法人での研修、経験者の雇用によって習得します。

施設機械：トラクターやハウスなどは、新品・中古の購入やリースを活用して導入します。

農地：必要面積や条件を踏まえて選定し、地域計画との整合性も確認します。

資金繰り：初期投資や運転資金については、社内資金のほか、制度資金や補助事業の活用を検討します。

労働力：自社社員の異動・兼務に加え、地域の人材（パート等）を確保して対応します。

【ステップ2】 参入相談

- ・ 農業参入の構想がある程度まとまり、参入の目的や形態、作付作物、参入候補地域、必要な経営資源の検討が進んだ段階で、県や市町村などの関係機関へご相談ください。

①県等の窓口への相談

- ・ 参入構想を踏まえて、具体的な相談を行う場合は、「ぐんま企業等農業参入相談フォーム（Microsoft Forms）」に必要事項を入力してください。



農業参入に関する相談はこちらから

「ぐんま企業等農業参入相談フォーム」

<https://forms.office.com/r/DjyREZPDVh>



- ・ ご記入いただいた相談内容を基に、事業計画や地域調整、制度の活用などについて、群馬県農政部農業構造政策課または各農業事務所からの日程調整の連絡があります。
- ・ 日程調整後、希望する日が決まりましたら、オンラインや対面でのヒアリングを行うことになります。
- ・ 必要に応じて、市町村、JA、農業委員会、群馬県農業公社などの関係機関と情報を共有し、連携して対応します。



- ・ ご相談内容によっては、複数の機関との調整が必要になる場合があります。
- ・ ワンストップ対応に努めますが、詳細な検討には複数回の面談等が必要になりますので、余裕を持ったスケジュールでご相談ください。

< 群馬県の支援体制 >



② 地域（参入予定地）との事前調整

- ・ 参入を検討している地域が明確になったら、市町村や農業委員会に対して、事業の概要やスケジュールを説明し、意向を確認することが重要です。
- ・ 地域側の理解・協力を得ることは、農地の確保や営農開始において極めて重要です。事前に調整を行うことで、後の手続きや地域住民との関係構築も円滑に進めることが期待できます。



- ・ 計画段階での地域との事前調整が、地域の信頼を得る第一歩です。
- ・ 企業が農業参入を一方的に進めるのではなく、地域の声に耳を傾けて、共同で事業を育てる姿勢が求められます。

【ステップ3】 参入準備

- ・ 参入構想と関係機関・地域との相談を経て、企業としての農業参入の意思が固まった段階で、実行に向けた準備を本格化させます。
- ・ ここでは、事業計画の作成、地域との合意形成、技術の確保など、営農開始に必要な基盤づくりを行います。

①営農（事業）計画の策定

- ・ 農業経営は、不確実性が高く、中長期的な視点での計画が求められます。
- ・ 一般的に安定経営までに3年以上を要することが考えられますので、収支計画を含む具体的かつ実現可能な計画を策定しましょう。

【計画に含める主な項目】

ア 作物・作型の計画

例：トマト（ハウス栽培・冬春作型）○a栽培、
年間出荷量△kg など

イ 販売計画（販売先、販売単価、販売方法）

例：直売所○%、市場出荷△%、契約出荷◇%

ウ 労働力計画（責任者・正社員・パート等の体制）

・ 時期別労働力の配置、労務管理、研修・雇用方法

エ 設備投資計画（ハウス・農機具等の規模・コスト）

・ 設備の調達方法、見積取得、補助金活用

オ 資金計画（初期投資・運転資金・回収見込み）

・ 公的融資（日本政策金融公庫等）や社内資金の組合せ

カ 経営収支計画（3～5年の損益予測）

・ 売上・経費・利益・キャッシュフローの想定

キ リスクと対応策（天候不良・販売価格下落等）

・ 保険加入や複数作物の導入などでリスクを分散

②地域との調整・合意形成

- ・策定した営農計画は、地域住民や地権者等との関係構築に活用する重要なツールですので、具体的な事業内容をわかりやすく説明して、地域の理解と協力を得ましょう。



- ・地域説明会や個別訪問などを通じた丁寧なコミュニケーションや地域の慣習や行事への理解に努め、農地提供者・地元農家・集落組織との信頼関係づくりに努めましょう。
- ・地域に歓迎される参入は、その後の事業安定に直結します。

③栽培技術・専門人材の確保

- ・農業経験が浅い場合、技術的な確実性を高めるための仕組みづくりが不可欠です。特に、「誰が責任者となるのか」「どのように技術を習得するか」が重要になります。

主な選択肢

- ・先進農家等での短期就業研修、群馬県立農林大学校等での研修
- ・栽培経験者・地域の農業者の採用や協力

④施設・機械の調達準備

- ・施設や機械類の調達に向けて、経営規模・作付体系・作業負担などを総合的に考慮して、具体的な施設や農業用機械を選定します。



構造（パイプ or 鉄骨、被覆の種類、軒高）、面積、土耕栽培 or 水耕栽培、環境制御装置など



トラクター、管理機、移植機、収穫機、選別機、調製機、搬車両など



- ・見積を複数取得するなど、仕様を比較・検討してください。
- ・国や県が行う補助事業の活用も検討してください。

【ステップ4】参入手続き

- ・ 営農開始に向け、農地の確保や施設の整備など、実際の作業を開始するための準備を法的・制度的に整える段階です。
- ・ 計画に沿って一つずつ確実に進めましょう。

①農地の確保と権利移動手続き

- ・ 農業を営むには、農地を確保し、適切な法的手続きにより利用権を取得する必要があります。
- ・ 農地を借りるには、以下のいずれかの方法があります。

農地法第3条許可

- ・ 市町村の農業委員会の許可が必要です。

農地中間管理事業の活用

- ・ 群馬県農業公社を通じて、概ね10年以上の貸付を行います。



<一般法人が農地を借りる場合の要件>

- ・ 貸借契約に農地を適切利用しない場合には契約を解除する条件が付されていること
- ・ 集落での話し合いへの参加など地域での適切な役割分担のもとに農業を行うこと
- ・ 業務執行役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること

②施設整備・機械導入

- ・ 営農開始に向けて、投資額と規模のバランスを考慮し、計画に基づいた施設や農業機械の整備を行います。



- ・ 自社購入・リース・中古活用など選択肢を比較してください。
- ・ 資金調達においては、制度資金や補助金の活用も検討しましょう。



<農業制度資金と補助事業>

- ・ 融資制度や補助事業を活用する際は、様々な要件などがあります。
- ・ 活用する際は、県庁や農業事務所等の関係機関にご相談ください。

【ステップ5】 営農開始

- すべての準備が整ったら、いよいよ実際の栽培・出荷活動に入ります。
- 営農開始後は、地域との関係をより深め、法令を遵守しながら継続的な改善と安定経営を目指すことが求められます。

①地域の一員としての自覚

- 地元住民や他の農家とのコミュニケーションを大切にし、孤立しない経営体制を築くことが重要です。
- 地域の行事や共同作業への参加を通じて信頼を深めましょう。

②法令遵守・安全管理

- 農地法や農薬取締法など、農業関連法規を適切に遵守しましょう。
- 労働災害防止のために社内研修の実施やマニュアル整備を行ってください。

③課題への対応・相談

- 営農開始後には、収量・販売・人材・気象など、さまざまな課題が発生しますので、営農開始後に課題や疑問があれば、随時、県庁や農業事務所にご相談ください。



4 参入相談窓口一覧・ホームページ

(1) 参入相談窓口・関係機関一覧

		機関名	担当地域	住所・電話番号
相 談 窓 口	県庁	群馬県農政部 農業構造政策課 企業参入・経営基盤強化係	全県	前橋市大手町1-1-1 027-226-3019
	県地域機関	中部農業事務所 農畜産課 担い手・園芸課	前橋市	前橋市上細井町2142-1 農畜産課 027-233-2011 担い手・園芸課 027-233-9255
		中部農業事務所 渋川地域農業課	渋川市、 北群馬郡	渋川市金井395 0279-23-1321
		中部農業事務所 伊勢崎地域農業課	伊勢崎市、 佐波郡	伊勢崎市今泉町1-236 0270-25-1252
		西部農業事務所 農畜産課 担い手・園芸課	高崎市（新町、 吉井町を除く）、 安中市	高崎市台町4-3 農畜産課 027-322-0539 担い手・園芸課 027-321-3600
		西部農業事務所 藤岡地域農業課	藤岡市、多野郡、 高崎市の一部 （新町、吉井町）	藤岡市下栗須124-5 0274-23-4555
		西部農業事務所 富岡地域農業課	富岡市、 甘楽郡	富岡市田島343-1 0274-63-6711
		吾妻農業事務所 農畜産課 担い手・園芸課	吾妻郡	中之条町大字中之条町664 農畜産課 0279-75-2311 担い手・園芸課 0279-75-2364
		利根沼田農業事務所 農畜産課 担い手・園芸課	沼田市、 利根郡	沼田市薄根町4412 農畜産課 0278-23-0188 担い手・園芸課 0278-23-0338
		東部農業事務所 農畜産課 担い手・園芸課	太田市	太田市西本町60-27 農畜産課 0276-31-3824 担い手・園芸課 0276-31-2212
		東部農業事務所 桐生地域農業課	桐生市、 みどり市	みどり市笠懸町阿左美1912-1 0277-76-2047
		東部農業事務所 館林地域農業課	館林市、 邑楽郡	館林市仲町11-10 0276-74-2257
		農林大学校	全県	高崎市箕郷町西明屋1005 027-371-3244
	関 係 機 関	一般社団法人 群馬県農業会議	全県	前橋市亀里町1310 027-280-6171
		公益財団法人 群馬県農業公社 （農地中間管理機構）	全県	前橋市総社町総社2326-2 027-251-1220
		各市町村 各農業委員会 各JA	各管轄地域	

(2) 関係ホームページ

①群馬県ホームページ



[企業等農業参入支援](#)



[ぐんまアグリネット](#)



[農業制度資金
早わかり表](#)

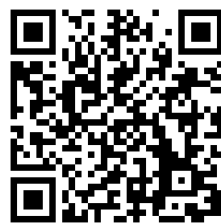


[群馬県農業支援策
活用ガイド](#)

②農林水産省ホームページ



[企業等の農業参入
について](#)



[農地制度](#)



[eMAFF農地ナビ](#)

③農業関係団体等ホームページ



[公益財団法人群馬県
農業公社](#)



[一般社団法人群馬県
農業会議](#)

